

令和7年2月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和7年2月20日(木) 13時24分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

5. 出席委員

農業委員

議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員 議席5 木幡 治 委員

議席6 林 和男 委員 議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

高玉 正祐 委員 榎内 宏 委員 新川 敏浩 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事(農業委員会事務局併任) 川崎 大輔

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前ですが皆様お揃いですので、ただ今から双葉町農業委員会令和7年2月定例総会を開催いたします。開会前にご報告がございます。鶴沼委員、山田委員、中野推進委員、渡辺推進委員より欠席のご連絡がありました。

それでは会長からごあいさつをお願いします。

【澤上会長】

少し雪が降ってしまして、中通りから来られた方は大変だったと思いますが、お帰りの際もご注意ください。

本日は、農地法第5条第1項の規定による許可申請が2件、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請が4件ございます。皆さんにはいつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いいたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくお願いします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年2月定例総会を開会いたします。

【澤上会長】

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

報告させていただきます。

令和7年1月20日、双葉町農業委員会1月定例総会を双葉町役場1階大会議室にて開催し、農業委員8名、農地利用最適化推進委員2名、中野、川崎が出席しております。

令和7年2月12日、令和6年度後期農業委員会会長・事務局長研修が、福島市にございます県青少年会館にて開催され、澤上会長、中野が出席しております。

令和7年2月18日、農地法第3条・第5条許可申請に係る現地調査を××地内、××地内にて実施し、井戸川委員、大森委員、中野、川崎が出席しております。

令和7年2月18日、営農型太陽光発電設備の下部で営農する事業者への対面でのヒアリングを双葉町役場小会議室2にて実施し、澤上会長、志賀会長職務代理者、井戸川委員、大森委員、中野、川崎が出席しております。

以上でございます。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第19条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には2番・井戸川委員、3番・大森委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日、営農型発電設備の設置の議案が2件ございますが、同一の申請地ということで議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの場合)

それでは、同一の申請地における議案は一括審議することとします。

日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年2月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年2月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年2月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本案件は営農型太陽光発電設備により、議案第1号で太陽光パネルを設置する支柱部分の一時転用、及び議案第2号で農地にヒサカキを栽培するための農地の使用貸借権設定、並びに議案第3号で農地の上空で太陽光発電を行うための区分地上権設定に係る農地法の許可申請となっております。

上空部分の区分地上権の被設定人は、××県××市××××番地／××××株式会社 代表取締役 ××××、下部農地の使用貸借権の被設定人は、××県××××××番地×／株式会社 ×××× 代表取締役 ××××、設定人は双葉町大字××字××××番地×／××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字×××××番×の一部、×××番×、×××番×、×××番×で、地目は×××番×、×××番×、×××番×が田、×××番×が畑でございます。面積は××××㎡で、一時転用に関してはそのうちの××××㎡が申請面積となります。また、農振法上の農用地区域内の農地となります。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は営農型太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由は、休耕作地となっている農地に営農型太陽光発電設備を設置して売電することで環境対策への貢献をする事業とともに、農業法人により、下部農地に適したヒサカキを栽培することで安定した収穫、収入を見込めることから農業経営の強化につながるためとしております。

(3) 施設の利用期間についてですが、「農業経営改善計画認定書」に記載がある通り、今回下部で営農する株式会社××は××県の××市、××市、××市の3市において広域認定を受けている認定農業者でございますので、許可日から10年としております。一時転用に関しましては福島県が許可権者となりますので、基準を満たし、許可となる場合はガイドラインのとおり10年で許可が下りると考えられますが、前回の定例総会で協議した通り、定期的に発電事業や営農に関してチェックする機会を設けるという観点から、当委員会が許可権者である農地法第3条第1項の許可申請に関しては許可する場合は、条件付きとして3年間の許可とすることが適当と考えております。

続きまして(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、長方形の太陽光パネル1,134mm×1,762mmを244枚を設置するとしており、パネル占有面積は525.38㎡としております。また今回の申請は営農型太陽光発電設備に係るものですので、パネル下での営農や、機械を使用している作業への支障がないかも判断する必要があります。設計図をご覧くださいと支柱の最低地上高は2.860mとなっております。一方、利用する農業機械の欄とトラクターの仕様書をご覧くださいと、最も高さのあるトラクターでも2m未満ですので、支障はないと考えられます。

工事の期間は、許可日の翌日から令和7年10月31日までとしています。計画図を見ていただくと、発電した電気は、敷地の下側に設置する引込柱から、新設電柱を通し、既設電柱へ連結するとのこととです。

5の資金計画については、用地費として××万円、建築費××××万円の計××××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、畑として土地の形状を変えることなく営農を行うため土砂等の流出の危険性はないとしております。また、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

続きまして下部の農地における営農計画書の内容に入ります。参考様式1の営農型太陽光発電

設備の下部の農地における営農計画書の栽培計画をご覧ください。今回営農型太陽光パネルの下部において栽培される作物はヒサカキになりますが、苗の植え付けから収穫までに時間がかかるという特徴がございます。今回の計画では、次ページに記載されているとおり1年目に苗の植え付けを行い、2～5年目までは追肥・除草・防虫・水やり・越冬対策のみを行い、6年目から収穫する計画としております。

先ほども触れさせていただきましたが、(3) 利用する農業機械についてトラクター、耕運機、トラックを各1台ずつ、軽トラック3台をグループ会社である××××より無償リースするとしております。

(4) の農作業に従事する者についてですが、常時従事作業員と臨時の作業員それぞれ2人ずつとしております。

(5) についてですが、ヒサカキは双葉町では栽培実績がございませんので、(イ) の場合に該当します。単収見込みを3,811本としておりますが、「令和2年産都道府県別の作付け(収穫)面積及び出荷量」をご覧ください。こちらは切り花類のデータとなっております。ヒサカキのデータを提出するよう代理人の行政書士に確認したところ、ヒサカキ単体のデータがないことから、福島県の方からこちらのデータを添付するように指示があったとのことです。

本データに記載の福島県の切り花類の作付面積、出荷量から10aあたりの出荷量を計算すると4,763本となりますが、営農型太陽光発電に係る農地転用許可の基準として、申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少することがないということが営農を適切に維持されていると認められる1つの基準であることから、平均的な単収である4,763本の8割である3,811本が単収見込みとして設定されております。

参考様式2の「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響見込み」の1. 生育に適した日照量の確保についてですが、一般的にヒサカキを栽培する上では75%以下の遮光率が生育に適した環境とされておりますが、今回の計画では83%の遮光率となっております。ただ営農型太陽光発電設備を設置する場合には雪害や霜買いがないため、問題ないとのことです。2の効率的な農作業の実施については、先ほども説明した通り、最低地上高である2.860mをより高さのある農機具は使用しないことから、問題ないと考えられます。

参考様式第3の「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書」についてですが、株式会社××××からの意見が記載されております。××××さんのヒサカキへのかかわりについては、苗の仕入れから栽培技術に対し、様々なアドバイスを行っており地元生産者とのつながりもあり、福島県浜通りの地域に根差した知見を有するとしております。また

本事業についての所見は、ヒサカキの作付けを行っている双葉町周辺の市町村での生育状態は良好であり、浜通り地区の気候条件にヒサカキが適応していることと、耐陰性が高く光環境的に太陽光パネルの下での栽培に適している、ということが実証されており合わせて評価できる。適切な管理という点については、以前に定植から1年程度経過した××××の××の圃場を3件見学したところ、病害虫害に対しての積極的な検証や防風対策及び冬場の防寒対策まで徹底して行っており、適切な管理という面でも評価でき、このような管理を継続していけば問題無く成長し、収益が見込まれるとしております。

参考様式4の「申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書」をご覧ください。

1の下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯について、ヒサカキが陰樹に区分されていることから、パネル下部での作付けをする作物として最適であり、営農が相双地区、××にてヒサカキの営農の実績があり、栽培に関する知識や仕入れ先・販路が確立されていることから、ほかの作物よりも確実な収穫が見込まれるためとしております。

2の単収見込みは先ほど説明させていただきましたので割愛いたします。

次ページの3の作付けから収穫までに要する時間については、苗植から100cm～150cmの大きさになるまでに4年、その後台切りをし、さらに収穫可能な樹高になるまでに1～2年かかることから、収穫は6年目からが妥当としております。

4の当該作物に係る知見を有する者からの営農協力については、苗納入業者である××××、××××の助言をもとに適切に対処するとしております。

営農型太陽光発電設備の設置に係る農地転用の許可基準の一つに「支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。」がございしますが、この基準の担保として参考様式5の「営農型太陽光発電設備の撤去を負担することの誓約書」の提出を求めることがガイドラインに記載されております。今回の営農型太陽光発電設備の撤去費用見込みは××××円としております。

営農型太陽光発電に係る農地転用の場合、許可後に毎年栽培状況や収支について事業者から許可権者へ報告することとなっておりますが、当該報告が適切に行われることを担保するために、こちらの参考様式6の「下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書」を求めることとなっております。

本報告は当該年の翌年の2月末日までにすることとなっておりますが、報告があった場合に、事務局と地区担当農業委員により現地調査を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

す。

申請内容は以上となります。

本案件は、議案第1号は福島県知事が許可権者となりますが、議案第2号及び3号は当委員会が許可権者となります。

議案第1号については農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。また議案第2号及び3号については許可することが適当かどうかの判断および議案第2号については許可の期間や条件について当委員会で決定することとなりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件について、農地法第5条第1項の許可申請に係る現地調査及び農地法第3条第1項の許可申請に係る調査を井戸川委員にさせていただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【井戸川委員】

令和7年2月18日、10時より中野事務局長と川崎さんのほうで現地調査しました。場所は××地区となります。昔の県道のすぐそばです。ここは基盤整備事業の範囲に入っておりますが、干渉はしないだろうと判断しております。送電する電柱もすぐそばにあり、問題はないと考えられます。申請地に関しては問題ないのではないかと思います。農地法第5条に関する調査は以上です。

続いて農地法第3条の調査結果についてですが、設定人が××××さんという方になります。令和7年2月14日、11時35分に電話をしました。結果は申請内容に間違いはないということで確認しました。周りに迷惑をかけないようにするというので確認は取っております。

1点懸念しておりますのが、今回の計画ではフェンスを設置しないということになっておりますが、安全対策の面でどうなのかという疑問がございますので、皆様にご審議いただければと思います。事業者はフェンスを設置するとトラクターが入りづらいということをしていましたが、それはドアをつけてそこから出入りすれば問題ないと思いました。ただフェンスの設置の義務はないそうなので、そのあたりの審議をお願いしたいと思います。

【澤上会長】

営農型は双葉町では初めてなんですね。

農業振興地域で今後申請が上がってくることはあり得るんですか。

【中野事務局長】

あり得ます。

【澤上会長】

皆さん、忌憚のないご意見いただければと思います。

【大森委員】

反対するということもなかなかできないような気がしますよね。適切な書類は上がってきているわけなので。

【榎内推進委員】

ちょっといいですか。

今回双葉では営農型が初めてのケースだと思いますが、富岡町や檜葉町では設置されているところがございます。草刈りしなくてサカキが無くなってしまうというケースがあったりと、あまりよろしくない話も聞きますが、役場には何か情報は入ってきていますか。

【中野事務局長】

今回申請いただいている事業者は栽培や草刈りをしっかりやっているということは聞いております。

【木幡委員】

植え付けして6年目から収穫となっておりますが、5年で元を取れるのですか。10年たったら取り壊すことになるのでしょうか。

【中野事務局長】

農地転用は支柱だけということは前回お話しさせていただきましたが、ここは一時転用になります。そうすると認定農業者であっても10年が最大になりますが、その期間が終了すると、再許可の申請が上がってくることとなり、再許可がされると期間が更新されます。事業全体では30

年ほどになると考えられます。

今回営農事業者の取締役がいらっしゃったのでいろいろとお聞きさせていただきました。本当に儲かるのかという懸念があるかと思いますが、まだ収益がないので、この会社は実際赤字となっております。営農型太陽光発電設備のみが農振農用地に設置できることとなっております、農振農用地以外の農地での設置が減ってきてしまっているのです、農振農用地に営農型太陽光発電設備を立てるしかないということだとは思いますが。念のため伺いますと今のところ農振農用地に新たに営農型太陽光発電設備を設置する計画はないとおっしゃっていました。

儲けられるか儲けられないかの話でいうと、財務諸表を確認しましたが、営農部門だけ見ると全くの赤字となっております。ですから今回提出された収支計画の数字を見るとなかなか難しいだろうと思います。認定農業者の申請を××××万円を目標として申請をし、令和8年度までの承認となっているので、それまでに××での売り上げがどこまで伸びるかということも注目していこうと考えております。

事務局としてはまず、農地法第3条のほうで許可の期間を区切らせていただこうと考えておりますが、皆さんの方でも懸念点等あると思いますので、農地法第5条の許可申請については意見書に条件を付して進達するか、または継続審議とするかをご審議いただければと思います。

【澤上会長】

議案第2号と3号は双葉町農業委員会が許可権者なんだよね。

【中野事務局長】

そうです。

【澤上会長】

毎年栽培状況の報告をすることになっていますが、これは本当にされるんですかね。

【中野事務局長】

来なければ、次の3条許可を出さなければいい話ですので。

【井戸川委員】

結局、太陽光ありきになっていますよね。この間の事業者へのヒアリングの際も確認しました

が、なぜヒサカキなのかという問いに明確な回答はありませんでした。

【澤上会長】

先ほどの木幡さんの採算が合うのか合わないのかというお話がありましたが、こういった事業者はトータルで考えてるから、ヒサカキ単体の収入というのはあってもなくても、どちらでもいいということなのですかね。

【榎内推進委員】

この場所に営農型太陽光発電設備を設置して、景観というのは問題ないのですか。

【井戸川委員】

景観の邪魔になるかどうかというより、作業する人が申請地付近で休憩したりということはあり得ますね。

一応基盤整備事業には干渉しないだろうと考えております。

【榎内推進委員】

今まで他の市町村では山の上などに設置されている発電設備しか見たことがなく、田んぼのど真ん中に設置されているのは見たことがないです。

【志賀会長職務代理者】

営農型太陽光発電設備の趣旨的には農業がメインとなります。やはり営農をすることが目的ですので、収穫に5年も6年もかかるというのはどうなのかと思います。

あと書類に関する話になりますけども、営農計画の根拠資料のデータが古いですし、小田原と浪江の気候も全然違うので、それらが全て揃ってから審議するべきではないかと思います。

【大森委員】

志賀さんの意見には賛成も反対もしません。ただ、国として太陽光の設置についてはガイドライン等があるわけなので、それにある程度沿った申請内容であれば反対することはできないと思います。

【中野事務局長】

まず榎内推進委員の話からになりますが、先日のヒアリングの終了後に、基盤整備事業の予定地にあなた方が入ってきて、事業を区域から除外したという話はさせていただきました。地元としっかり仲良くやっていきたいというのであれば、しっかり地元の話を聞いてくださいということとは伝えました。

また、志賀会長職務代理者がおっしゃったように、農地法第3条第1項の許可を前提とした農地法第5条1項の許可であるということも伝えました。そこまで業者さんに響いたかどうかは分かりませんが、双葉町では他市町村よりも審査が厳しめであるということはお伝えいたしました。

ただ一方で大森さんがおっしゃったように、国の要綱やガイドラインに沿っていて、あまりにも大きな不備等がない限りは、許可せざるをえないという事情もございます。ヒアリングの際に事業者側へお伝えしましたが、営農型のように確認事項が多岐に渡るものに関しては、1カ月以上前から事前確認をしてくださいということは伝えております。

【澤上会長】

小高地区のあたりで営農型太陽光発電設備の下でみょうがを作っているのを見かけました。その土地ではしっかり管理されているようでしたので、しっかり営農するところはするということですね。

【志賀会長職務代理者】

今回の件は境界の問題はないのですか。しっかり境界を測量して出してもらうことはできないのですか。浪江町では隣地の同意があって初めて受け付けているという話を聞きました。

【中野事務局長】

境界の同意ではなくて、設備を設置することの同意だと思います。

境界トラブルについての確約書は提出させております。

【井戸川委員】

今回の案件はなぜ分筆するのですか。

【中野事務局長】

おそらく発電上の制限を越えないためかと思います。

井戸川さんがおっしゃったフェンスについては、農水省は営農メインで考えているので、フェンスがあれば邪魔になるという考え方で、一方で経産省は発電事業として考えていますので、安全対策のためフェンスはつけるべきであるという考え方をしているとのこと。実際に農水省の基準で行くとフェンスは無しで良いということになりますが、双葉町農業委員会として安全の面で懸念があるからということであれば、農地法第5条の意見書に記載することはできます。

【澤上会長】

小名浜で代掻きしていたらトラクターが太陽光発電設備のフェンスに引っかかってしまったことがありました。

他に質疑・ご意見ありませんか。

新川さん、若い人の意見として何かありますか。

【新川推進委員】

営農するのにもいろいろな方法があるんだなと思いました。

【澤上会長】

その他はどうですかね。申請通りで許可ということになりますかね。

【木幡委員】

志賀委員が先ほど言ったように、隣地の関連についても指導したうえで、許可するしかないと思います。

【井戸川委員】

隣接地の問題は××でもありましたよね。

【中野事務局長】

その件も境界トラブルが起きた場合は事業者で責任を持つという旨の確約書を提出させました。

【澤上会長】

それではお諮りいたします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第2号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可期間を3年間とする条件を付して許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可期間を3年間とする条件を付して許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第3号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

【中野事務局長】

農地法第3条の許可日に関しては、農地法第5条第1項の許可と同日と規定されているため、日付は事務局の方で合わせて許可をだすようなかたちにさせていただければと思います。

【澤上会長】

続きまして議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年2月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年2月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和7年2月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本案件は先ほどと同様になりますが営農型太陽光発電設備により、議案第4号にて太陽光パネルを設置する支柱部分の一時転用、及び議案第5号でヒサカキを栽培するための農地の使用貸借権設定、並びに議案第6号で農地の上空で太陽光発電を行うための区分地上権設定に係る農地法の許可申請となっております。

上空部分の区分地上権の被設定人は、××県××市××××番地／××××株式会社 代表取締役 ××××、下部農地の使用貸借権の被設定人は、××県××××番地×／株式会社×××× 代表取締役 ××××、設定人は××市××字××××番地××／×××氏です。

申請農地は、双葉町大字××××番で田でございます。面積は××××㎡で、一時転用に関してはそのうちの××××㎡が申請面積となります。また、農振法の農用地区域内の農地となります。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は営農型太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由は、休耕作地となっている農地に営農型太陽光発電設備を設置して売電することで環境対策への貢献をする事業とともに、農業法人により、下部農地に適したヒサカキを栽培することで安定した収穫、収入を見込めることから農業経営の強化につながるためとしております。

(3) 施設の利用期間についてですが、先ほど同様、認定農業者でございますので、許可日か

ら10年としております。一時転用に関しましては福島県が許可権者となりますので、基準を満たし、許可となる場合にはガイドラインのとおり10年で許可が下りると考えられます。前回の定例総会で協議した通り、定期的に発電事業や営農に関してチェックする機会を設けるという観点から、当委員会が許可権者である農地法第3条第1項の許可申請の許可をする場合は、条件付きとして3年間の許可とすることが適当と考えております。

続きまして(4)施設の概要ですが、太陽光発電設備として、長方形の太陽光パネル1,134mm×1,762mmを232枚を設置するとしており、パネル占有面積は499.24㎡としております。また本申請も営農型太陽光発電設備に係るものですので、パネル下での営農や、機械を使用する作業への支障がないかも判断する必要があります。

設計図をご覧くださいと支柱の最低地上高は2.860mとなっております。一方、農作業に使用する機械はいずれも2m未満ですので、支障はないと考えられます。

工事の期間は、許可日の翌日から令和7年10月31日までとしています。計画図を見ていただくと、発電した電気は、敷地の下側に設置する引込柱から、既設電柱へ連結することです。

5の資金計画については、用地費として××万円、建築費××××万円の計××××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、畑として土地の形状を変えることなく営農を行うため土砂等の流出の危険性はないとしております。また、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

続きまして下部の農地における営農計画書の内容に入ります。参考様式1「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」の栽培計画をご覧ください。本申請も営農型太陽光パネルの下部において栽培される作物はヒサカキになります。本申請に係る計画でも、1年目に苗の植え付けを行い、2～5年目までは追肥・除草・防虫・水やり・越冬対策のみを行い、6年目から収穫する計画としております。

先ほども触れさせていただきましたが、利用する農業機械についてトラクター、耕運機、トラックを各1台ずつ、軽トラックを3台グループ会社の××××××××から無償リースすることとしております。

(4)の農作業に従事する者についてですが、こちらも××××の案件と同様に常時従事作業員と臨時の作業員それぞれ2人ずつとしております。

(5)についてですが、ヒサカキは双葉町では栽培実績がございませんので、(イ)の場合に該当します。単収見込みを3,811本としております。

参考様式2の「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響見込み」

の1.生育に適した日照量の確保についてですが、今回の計画でも83%の遮光率となっております。2の効率的な農作業の実施については、先ほどご説明したとおり、最低地上高である2.860mより高さのある農業機械は使用しないことから、問題ないと考えられます。

参考様式第3の「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書」については、こちらも×××××××からの意見が記載されております。内容は先ほどの案件と割愛させていただきます

参考様式4の「申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書」については、先ほどの案件と同様になりますので割愛させていただきます。

今回の営農型太陽光発電設備の撤去費用見込みは×××万円としております。

毎年の栽培状況、収支についての報告については、本紙のとおり誓約書を提出させております。

申請内容は以上となります。

本案件は、議案第4号は福島県知事が許可権者となりますが、議案第5号及び6号は当委員会が許可権者となります。

議案第4号については農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。また議案第5号及び6号については許可することが適当かどうかの判断および議案第5号については許可の期間や条件について当委員会で決定することとなりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件について、農地法第5条第1項の許可申請に係る現地調査及び農地法第3条第1項の許可申請に係る調査を大森委員にさせていただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

令和7年2月18日の11時に事務局と現地調査を行いました。水路がありましたが、直径100mmほどのパイプが飛び出していて、それにより田んぼで営農していたところに水を入れていたんじゃないかと思います。設定人は×××さんになります。この方に電話をしました。日時は2月12日の13時45分ごろになります。×××に住んでいて、双葉町に行くこともなく、土地の処分に困っており、××××××××のテレビCMを見たので自分から電話をしたとのことでした。

私としては支障はないと思います。もともとは仮置き場だったところのようです。

【澤上会長】

農地としてもいいところだったんだけどな。

【志賀会長職務代理者】

先ほど大森委員がおっしゃったように、以前環境省で仮置き場にしていたところです。そして復元するときに境界をとってしまったりいろいろな問題があり、水路を拡張したりもしたんですが、ここは基盤整備事業の範囲の中には入ってないんですか。あともう1点、水路がJRの敷地の中に入っていると思いますが、水路の補修等をするとなった場合どうするのですか。

これは土側溝ではないんですか。

【中野事務局長】

まず基盤整備事業のエリアに入っていたかどうかでいうと、当初は入っていました。××××行政区長に確認をとったところ、地権者から太陽光をやるという話があり、対象から外したとのことでした。

水路については、JRのそばに土側溝ですが水路が通っております。今回は営農型太陽光発電設備の設置のために土地を造成するわけではございませんので、そのまま自然排水ということになります。もし排水が必要になった場合はどこに流すのかということが課題になるのかなと思います。一番北側の水路が一段低くなっておりますので、ほかの田んぼを見るとそこに流しているように思われます。××××からくる用水ルートは北にも流れます。

【志賀会長職務代理者】

水はJRの下をくぐって新山に行くと思いますが。

【中野事務局長】

新山に行くルートと北側に流れるルートの2つのルートあります。

【志賀会長職務代理者】

もし申請地に隣接しているJRの敷地内の水路を改修するとなった場合にどうするのか疑問に思いました。

【中野事務局長】

農業振興課で所有している系統図上は北側へ流れていました。

【榎内推進委員】

行ったことないのでわかりませんが、実際に現地で確認すればよいのではないですか。
中野課長が言うように南から北に流れているのであれば問題ないと思いますよ。

【中野事務局長】

そもそもの土側溝は JR の敷地ではないのではないですか。

【志賀委員】

JR の敷地内にあると思います。

【中野事務局長】

資料の公図が薄くて見つらいんですね。原本はありますか。

【事務局職員】

事務室にあるので取ってきます。

【澤上会長】

後で確認していただくことにしますか。ここで話していても仕方ないので。

【中野事務局長】

将来の水路の改修の対応は事業者と協議します。

【澤上会長】

詳細はつめてください。それではお諮りいたします。議案第 4 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第5号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可期間を3年間とする条件を付して許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第5号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可期間を3年間とする条件を付して許可することに決定いたしました。

続きまして議案第6号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第6号の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(15時07分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長澤上 榮.....㊞

議事録署名人井戸川 弘幸.....㊞

議事録署名人大森 成広.....⑩